

## 平成29年度熊本の心推進アドバイザー派遣事業Q & A

Q 1 派遣先は、私立の中学校や高等学校でもよいか。

A 熊本市が実施すべき該当事業の対象外となるものは、原則本事業の対象となります。したがって、私立の中学校や高等学校は、本事業の対象となるので、派遣先として申請することができます。

Q 2 営利企業が社会貢献事業として地域住民を招いて開催する研修会は、本事業の派遣対象事業となるか。

A 営利企業は、実施要項第4条に定める派遣先に該当しないため、第5条に掲げる事業であっても、本事業の対象とはなりません。

Q 3 他の団体からの助成を受けて開催する第5条に該当する事業について、本事業を利用することは可能か。

A 他の団体の助成対象経費に、講師の謝金及び旅費が含まれている場合は、本事業を利用して講師派遣を依頼することはできません。

Q 4 第5条の事業は、具体的にはどのようなものか。

A 第5条各号に定める事業には、以下のようなものが考えられます。

なお、第3号事業は、第1号及び第2号に該当しない事業で、本事業の目的を達成することに資すると考えられるものを網羅するため設けられた条項ですので、該当するかどうか疑問の際は、所管課へお尋ねください。

(第1号) 道德教育用郷土資料「熊本の心」の活用に関する事業

- 道德教育用郷土資料「熊本の心」を活用した、保護者や地域住民への公開授業及び研修会等の講師の派遣
- 道德教育用郷土資料「熊本の心」を活用した、読み聞かせに関する人材の派遣
- 公立図書館等での図書レイアウトや公共施設での掲示による啓発を進める際のアドバイザーの派遣

(第2号) 地域の歴史、文化等を学ぶための研修会又は講演会

- 以下に例示する事項に係る講演会、研修会、座談会等の講師派遣

「熊本偉人伝」、「くまもとふるさと食」、「水の守」、「くまもと歴史」、「ふるさと自然塾」、「肥後の民話」、「ふるさとメロディ」、「くまもと文学」など

- 新たなまちづくりにおいて、郷土理解を促進するためのアドバイザーの派遣

Q 5 児童生徒のみを対象とする、学校で地域を学ぶ授業を行う際に、この事業を活用して講師を招へいすることは可能か。

A 本事業は、児童生徒が道徳の授業等で活用している道徳教育用郷土資料「熊本の心」を児童生徒以外の県民全体にも普及啓発していくことを目的としていることから、児童生徒のみを対象とする事業に活用することはできません。

Q 6 アドバイザーの名簿はないのか。

A 本事業に当たっては、個別の派遣対象事業ごとにアドバイザーを選定することとしているため、アドバイザーの名簿は作成していません。

Q 7 事業実施日の6週間前までに派遣申請をしないと、本事業の利用はできないのか。

A 本事業の申請期限は、所管課でアドバイザーを選定して内諾を得るなどの調整と旅行依頼等派遣に必要な手続の期間を確保するために設けたものです。

したがって、派遣先と講師との間で事業内容等の打合せが既に済んでおり、事務手続の期間が確保できる場合は、6週間未満であっても本事業の利用は可能です。

なお、派遣先と講師との間で事前に打合せを行う場合であっても、本事業の利用についてあらかじめ連絡をしていただければ、所管課での手続もスムーズに進みます。

Q 8 派遣申請は直接県社会教育課に提出するようになってきているのに、報告書を市町村教育委員会や教育事務所を経由しなければならないのはなぜか。

A 派遣申請については、申請後の手続を迅速に進めるため、もともと市町村教育委員会や教育事務所を経由していただいているものを直接県社会教育課へ提出できるようにし、かつ電子メールやFAXで時間短縮を図っているところです。アドバイザーの派遣決定については教育事務所を経由して市町村教育委員会に情報提供します。

これに対して報告書は、申請ほど迅速性を求められるものではないので、通常の情報伝達経路である市町村教育委員会から教育事務所を経由する形をとっております。

なお、この手続は、教育事務所が所管している市町村教育委員会や公立小中学校、公立の社会教育施設を対象とするもので、それ以外の派遣先に関しては、県社会教育課から当該派遣先を所管する各機関へ派遣決定及び報告について随時情報提供します。